

## 入札結果表

入札番号 令和6年度 第10号

工事名 令和6年度～令和8年度債務負担行為  
掛川市・袋井市病院企業団建設改良事業  
病院整備1期工事（建築）

開札日 令和6年9月25日

予定価格（税抜） 1,870,000,000円

最低制限価格（税抜） —

追加参加資格 別紙のとおり

番号	入札者及び入札参加申請者	第1回入札額	第2回入札額	入札不調につき 随意契約	摘要
1	東急・戸塚・丸明特定建設工事 共同企業体	不落 1,970,000,000円	不落 1,950,000,000円	成立 1,869,900,000円	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
コメント	入札不落による随意契約				
落札者	住所	静岡県静岡市葵区御幸町6番地			
	商号	東急・戸塚・丸明特定建設工事共同企業体 (東急建設株式会社 静岡営業所・戸塚建設株式会社・丸明建設株式会社)			
	落札額（税抜）	1,869,900,000円（見積額）			

## 追加参加資格

項 目	内 容
企業体	<p>掛川市又は袋井市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 構成員数は3者であること。  (2) 結成方法は自主結成であること。  (3) 経営の形態は共同施工方式であること。  (4) 構成員の最小出資比率は100分の20を下回らない範囲であること。  (5) 名称は「〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とすること。  (6) 構成員が病院整備1期工事の他の企業体の構成員ではないこと。  (7) 本工事に係る請負契約の相手方となった場合における企業体の存続期間が、請負契約の履行後3か月以上経過した日までであること。  (8) 本工事の他の入札参加者と資本若しくは人事面において強い関連がある者でなく、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。  ア  他の入札参加者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者  イ  代表権を有する役員が他の入札参加者の代表権を有する役員を兼ねている者  (9) 本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でなく、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。  ア  当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者  イ  代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者</p>
企業体の代表	<p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。また、許可を受けてからの営業年数が3年以上であること。  (2) 法第27条の23の規定に基づき、国土交通大臣が定めた基準により審査した建築一式工事における直近（本公告日以前）の経営事項審査結果の総合評定値（P）が1,600点以上、かつ完成工事高（平均）が300億円以上であること。  (3) 元請けとして、平成26年4月1日以降に完成・引渡し完了した、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上3階建て以上、かつ延べ面積3,000㎡以上の病院の用途に供する建築物の新築又は増築建築一式工事を施工した実績を有する者であること。  (4) 次の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。  ア  1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。  イ  監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。  ウ  開札日以前に申請者（構成員）と3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。  (5) 構成員のうち、施工能力が最大で、出資比率が最も高い者であること。</p>
企業体の第2構成員	<p>(1) 法第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。  (2) 法第27条の23の規定に基づき、国土交通大臣が定めた基準により審査した建築一式工事における直近（本公告日以前）の経営事項審査結果の総合評定値（P）が750点以上であること。  (3) 公告日において掛川市内に法第3条第1項に規定する本社を有する者であること。  (4) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。</p>
企業体の第3構成員	<p>(1) 法第3条の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。  (2) 法第27条の23の規定に基づき、国土交通大臣が定めた基準により審査した建築一式工事における直近（本公告日以前）の経営事項審査結果の総合評定値（P）が750点以上であること。  (3) 公告日において袋井市内に法第3条第1項に規定する本社を有する者であること。  (4) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。</p>